

みんなできつくりよう！自治基本条例

越谷市自治基本条例審議会において 「(仮称)越谷市自治基本条例」素案がまとまりました

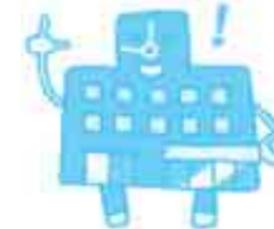
市では、自治のあり方の基本的事項を定める自治基本条例制定のため、昨年4月に越谷市自治基本条例審議会を設置しました。審議会では、条例について白紙の状態から検討し、このほど「(仮称)越谷市自治基本条例」素案がまとまりました。今号では、素案の内容についてお知らせし、ご意見を募集します。

問合せ 企画課 ☎ 963119112

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案 (11ページから紹介)へのご意見を募集します

審議会では、条例の内容を検討する部会や審議会の進め方に関する会議など、71回の会議が開催されています。これまでの懇談会などでお寄せいただいたご意見を踏まえ「(仮称)越谷市自治基本条例」素案がまとまりましたので、皆さんのご意見を募集します。

考えを聴かせてくださいね！



《送付方法》
2月15日(日)(必着)までに、メールまたはファクス・郵送などで企画課へお送りいただくか、情報公開センター(本庁舎1階)・男女共同参画支援センター・地区センターに備え付けの見箱へ(様式は自由)。なお、お寄せいただいたご意見等に対する個別の回答はいたしません。
《送付先》
企画課 (☎) 343 118501 越ヶ谷4の2の1) FAX 965118028、メール 10021100@city.koshigayasa.tama.jp

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案がまとまりました

素案では、住みよい自治のまちを実現するため、「自治の推進」(まちづくりのルール)と「豊かな地域環境の創造」(まちのあるべき姿)について明確にしています。

総論	
前文 越谷の特性・発展可能性、まちづくりの目標等	
第1章 総則 第1条 条例の目的 第2条 最高規範としての条例の位置づけ 第3条 主な用語の定義	
第2章 自治の基本理念と基本原則 第4条 自治の基本理念 第5条 参加の原則 第6条 協働の原則 第7条 情報共有の原則	
各論 (自治の推進と豊かな地域環境の創造)	
第3章 豊かな地域環境の創造 第8条 豊かな地域環境を創るための基本理念 第9条 協働による豊かな地域環境の創造	
第4章 市民・コミュニティ組織 第10条 市民の権利 第11条 市民の責務 第12条 地域コミュニティ組織と市民活動団体	第5章 議会・行政 第13条 議会の役割と責務 第14条 議員の責務 第15条 市長の責務 第16条 市職員の責務 第17条 公益通報 第18条 行政運営の原則 第19条 財政運営 第20条 組織 第21条 危機管理
第6章 参加と協働 第22条 行政評価 第23条 市民の行政への参加 第24条 地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働 第25条 市民の活動支援 第26条 意見公募手続 第27条 住民投票	
補則	
第7章 条例の実効性の確保 第28条 推進会議の設置等 第29条 条例の改正手続	

このページでは条例の構造図をお知らせします!



大きく7章に分かれて、全部で29条



「(仮称)越谷市自治基本条例」骨子案へのご意見ありがとうございました

平成20年8月下旬～10月上旬に各地区センターでの地区懇談会および自治会連合会、NPOなど各種団体(177団体)との懇談会が25回行われ、540人の参加がありました。地区や各種団体との懇談会では427件のご意見・ご質問と220件のアンケートの回答をいただき、同時期に行った意見公募手続(パブリックコメント)では、4人の方から10件のご意見をいただきました。その中から主なご意見をご紹介します。

ご意見等

- 自治基本条例を、越谷市らしく、特徴あるものにしてほしい。越谷市の自治基本条例の目玉を考えてほしい。
- 条例の実効性を確保してほしい。
- 市民にとってわかりやすい条例にしてほしい。
- 市民の「健康」に関する項目が欠けている。「安心・安全」だけでなく、「安心・安全・健康」としてほしい。
- 自然環境の保全や福祉、教育、文化など、将来のまちづくりにつながるものを盛り込んでほしい。
- 自治会の加入率が低くなってきている。地域コミュニティ組織の活動を活発にする工夫について盛り込んでほしい。
- 市民同士の連携、コミュニティづくりやそのあり方について検討してほしい。
- スポーツ・レクリエーションへの取り組みについてしっかりと位置づけしてほしい。

*お寄せいただいたご意見等を踏まえ審議会では素案を作成しました

なぜ自治基本条例が必要かご存じですか?



ホンチョ君

一〇メモ
地方分権の進展と少子高齢化などの社会環境の変化に対応するため、新しい「まちづくり」のルールが必要になっていきます。

16ページでは各章の内容を解説します

1. 全体の構成

この条例は、前文のほか、7つの章から構成されています。第1章と第2章では、条例の目的や位置づけ、理念、原則などの基本的な事柄を総論的に述べています。第3章から第6章までは、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図るための考え方や仕組みについて各論的に述べています。このほか、条例の実効性の確保について第7章で述べています。

2. 章別の解説

【前文】

この条例の制定趣旨と、基本的な考え方を述べている部分です。越谷市の特性や発展可能性などについて明らかにし、どのようなまちづくりを目指すのかについて述べています。

【第1章 総則(第1条～第3条)】

条例の目的として、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図ることによって住みよい自治のまちを実現することを明らかにしています。また、この条例を市政運営の最高規範(すべての条例や計画等の基本となること)として位置づけているほか、条例で使用する主な用語について、その定義を明らかにしています。

【第2章 自治の基本理念と基本原則(第4条～第7条)】

人間尊重(一人一人が人間として尊重されること)や市民主権(市民が主役となってまちづくりをすすめること)を基本に自治のまちづくりに取り組むことを

自治の基本理念としています。また、①市民参加の推進、②協働の推進、③まちづくりに必要な情報の共有を自治の基本原則として掲げています。

【第3章 豊かな地域環境の創造(第8条・第9条)】

人と人とのつながりを大切にし、協働によって自然、生活、歴史・文化、スポーツ・レクリエーション、産業のそれぞれの分野で豊かな地域環境を創造し、誰もが安心して、楽しく生活していけるまちを目指すことを明らかにしています。越谷らしさ^④について述べた、この条例の大きな特色となる章です。

【第4章 市民・コミュニティ組織(第10条～第12条)】

市政に参加する権利、情報を知る権利、公平に行政サービスを受ける権利、子どもの権利など、市民の権利について明らかにするほか、市民相互の人権の尊重、地域での交流、まちづくりへの参加などの責務(責任を果たすことが望ましいこと)を明らかにしています。また、自治を推進するうえで大きな役割を担う地域「コミュニティ組織」と市民活動団体の役割として、地域や社会の課題解決に取り組むことを明らかにしています。

【第5章 議会・行政(第13条～第21条)】

議会について、政策立案機能の向上や開かれた議会運営のほか、市民の代表である議員の責務について明らかにしています。また、市長について、市の代表者として公正、誠実な市政の執行と、効率的で効果的な行政運営を行うことなどを責務として明らかにしています。さらに、市職員について、法令等の遵守と能力の向上を責務としているほか、公益の損失を防止するための通報義務について明らかにしています。

そして、行政運営の原則として、①公正かつ公平な視点に立った効率的で透明性のある行政運営、②市民ニーズの把握に基づく行政サービスの向上、③分かりやすい情報提供、④政策や施策の立案から評価のそれぞれの過程における説明責任、⑤自らの責任による法令等の自主解釈、⑥国や県、他の自治体との連携・協力を掲げるほか、財政運営や組織のあり方、災害等における危機管理についても基本的な考え方を明らかにしています。

【第6章 参加と協働(第22条～第27条)】

市民のまちづくりへの参加のきっかけとなる行政評価について明らかにしています。また、市民の参加、協働の仕組み、市民の主體的な公共活動への支援についての基本的な考え方を明らかにしています。さらに、意見公募手続(パブリックコメント)と住民が市政に直接参加する究極の仕組みとも言える住民投票について明らかにしています。

【第7章 条例の実効性の確保(第28条・第29条)】

自治の推進を図るため、市長の附属機関として自治基本条例推進会議を設置するとともに、この条例の改正にあたっては推進会議の意見を尊重することを明らかにしています



素案は、市ホームページ・情報公開センター(本庁舎1階・地区センター)男女共同参画支援センターでもご覧いただけます。

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案

目次

前文

- 第1章 総則(第1条～第3条)
- 第2章 自治の基本理念と基本原則(第4条～第7条)
- 第3章 豊かな地域環境の創造(第8条・第9条)
- 第4章 市民・コミュニティ組織(第10条～第12条)
- 第5章 議会・行政(第13条～第21条)
- 第6章 参加と協働(第22条～第27条)
- 第7章 条例の実効性の確保(第28条・第29条)

前文

わたしたちのまち越谷市は、古くは日光道中の宿場町として栄えた歴史と文化の香り高いまちです。市となってから半世紀余、都市化が進み、埼玉県東南部地域の中核的な都市として発展してきましたが、現在も首都近郊にあって貴重な農地が残る、水と緑の豊かなまちです。

わたしたちは、今後も、先人が残した土の香りと人の温もりを感じる風土を受け継ぎながら、自然と都会の良さが調和した持続発展性のある都市、すべての市民が人間として尊重され、人の和が大切にされる人間性豊かな都市として成長していくことを期待しています。

今日の地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中で、今、わたしたちは、市民としてまちづくりに参加する喜びが実感でき、それぞれの思いがまちづくりにつながるような参加と協働による自治のまちづくりに取り組み、それを一層すすめるための自治力の向上に努めます。そして、水と緑と太陽に恵まれ、人々のふれあいと連帯の中で、平和で安全・安心・快適に、しかも楽しくいきいきと幸せに暮らすことのできる豊かな地域環境の創造に取り組み、住みよい越谷市の実現に努めます。

わたしたちは、市民一人一人が自分たちのまちとして心から愛し、誇れるような魅力と活力のある「参加と協働の自立都市 越谷」を目指し、自治のまちづくりのさらなる推進を図るため、ここに、市政運営の最高規範となるこの条例を制定します。

条例の目的と位置づけ、主な用語の定義について書いてあります



第1章 総則(条例の目的)

第1条 この条例は、越谷市における自治のまちづくりの基本理念、目標および市政運営の基本的ルールおよび仕組み等、市政に関する基本的事項を定めることにより、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図り、住みよい自治のまちの実現に寄与することを目的とします。

(最高規範としての条例の位置づけ)

第2条 この条例は、市が定める条例、規則等の最上位に位置する市政運営の最高規範であり、市の条例、規則等の解釈運用ならびに「基本構想」等の諸計画の策定および施策の施行などのすべてにおいて、その拠り所になります。

2 この条例の制定に伴い、既存の他の条例、規則等はこの条例の趣旨にそって整合が図られるとともに、新たに条例、規則等を制定または改廃する際には、この条例の内容を十分踏まえるなど、全体として体系化を図ります。

(主な用語の定義)

第3条 この条例において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりです。

- 1) まちづくり 市民生活の様々な分野における市民および市が関わるすべての公共活動および取り組みをいいます。
- 2) 市民 市内において、住み、働き、学び、または活動する個人や団体をいいます。
- 3) 市 市民の信託を受けてまちづくりを行う市議会および市長その他の執行機関をいいます。
- 4) 行政 市長その他の執行機関をいいます。

第2章 自治の基本理念と基本原則(自治の基本理念)

第4条 市民および市は、市民一人一人が人間として尊重され、まちづくりの主体であることを基本に、自治のまちづくりに取り組みます。

(参加の原則)

第5条 市は、市の政策や施策の立案、実施および評価それぞれ過程において、市民の参加が基本となるような市政の運営を推進します。

(協働の原則)

第6条 市民および市は、協働を基本とした市政の運営に努めます。

(情報共有の原則)

第7条 市民および市は、まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有します。

第3章 豊かな地域環境の創造(豊かな地域環境を創るための基本理念)

第8条 市民および市は、人、自然、文化を財産として大切にしていけるとともに、協働して豊かな地域環境を創造し、誰もが安心して、楽しく生活していけるまちを創ります。

(協働による豊かな地域環境の創造)

第9条 市民および市は、自然環境の保護、保全および創出に努めるとともに、人と自然との共生を図り、すべての人が快適で健やかに生活していけるまちづくりに努めます。

2 市民および市は、市民が主体的にかかわりあい、助けあい、学びあいながらいきいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と、安全で安心な生活環境を受け継いでいけるまちづくりに努めます。

まちのあるべき姿について書いてあります



まちづくり(自治)の基本となる考え方と進め方について書いてあります



3 市民および市は、越谷の歴史、伝統を大切にするとともに、スポーツ・レクリエーション活動を楽しみながら、市民が主体的に新たな文化を育成する、健康で心豊かなまちづくりをすすめます。

第4章 市民・コミュニティ組織 (市民の権利)

まちづくり(自治)の主役である市民の権利・義務について書いてあります



第10条 市民は、主権者として意見を述べ、活動する等市政に参加する権利があります。

(市民の責務)

第11条 市民は、お互いの人権、意見および行動を尊重し、地域の交流を深めるよう努めます。

第12条 (地域コミュニティ組織と市民活動団体) 地域を基盤とした地域コミュニティ組織は、その地域の住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に役立つ活動を行い、人間性豊かなまちづくりをすすめます。

第21条 (危機管理) 行政は、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全性の確保に努めなければなりません。

第22条 (行政評価) 行政は、効率的で効果的な市政運営を図るため、行政内部および外部による評価を実施します。

行政への参加や公共を担う仕組みについて書いてあります



第23条 (市民の行政への参加) 行政は、市民の参加を保障するため、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。

第24条 (地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働) 行政は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働を推進します。

第25条 (市民の活動支援) 行政は、市民による主体的な公共活動に対し、その自主性を尊重したうえで、活動促進のための支援に努めます。

第5章 議会・行政 (議会の役割と責務)

市政運営の仕組みについて書いてあります



第13条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の機関であり、行政運営に関する監視および評価の充実に努め、公益の実現に努めます。

第14条 (議員の責務) 議員は、市民の代表として、市民の意見を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。

第15条 (市長の責務) 市長は、本市の代表者として、公正かつ誠実に市政を執行します。

第16条 (市職員の責務) 市職員は、法令等を遵守し、この条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。

第17条 (公益通報) 市職員は、行政運営上の公正を妨げ、市政に対する意見を尊重します。

第26条 (意見公募手続) 行政は、「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたっては、あらかじめ計画案等を公表したうえで、市民から意見を募る手続を行います。

第27条 (住民投票) 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

第28条 (推進会議の設置等) 本市における自治の推進を図るため、市長の附属機関として、自治基本条例推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。

第29条 (条例の改正手続き) 市長は、この条例の改正にあたっては、推進会議の意見を尊重します。

第30条 (市民の行政への参加) 行政は、市民の参加を保障するため、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。

第31条 (地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働) 行政は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働を推進します。

第32条 (市民の活動支援) 行政は、市民による主体的な公共活動に対し、その自主性を尊重したうえで、活動促進のための支援に努めます。

る市民の信頼を損なう行為、または、公益に反するおそれがある事実を知った場合は、その行為または事実を通報しなければなりません。

(行政運営の原則)

第18条 行政は、公正で公平な視点に立って、効率的で透明性のある行政運営を推進します。

第19条 (財政運営) 行政は、必要に応じて国や県に対して財源移譲を積極的に働きかけるとともに、市有財産の活用等を図ることにより、財政基盤の強化に努めます。

第20条 (組織) 行政は、その組織が政策課題に的確に対応できるような機能的であるとともに、組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。

第21条 行政は、その組織が市民にとって分かりやすく、社会経済情勢の変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを図ります。

第22条 行政は、前項の評価を実施した場合には、その結果を市民に分かりやすく公表し、市政に反映させます。

第23条 行政は、市民の参加を保障するため、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。

第24条 (地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働) 行政は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働を推進します。

第25条 (市民の活動支援) 行政は、市民による主体的な公共活動に対し、その自主性を尊重したうえで、活動促進のための支援に努めます。

Table with 3 columns: 日 (Date), 時 (Time), 会場 (Venue). Lists dates and times for regional explanation meetings across various centers.

※お住まいの地区以外の説明会にも参加できます

越谷市制施行50周年記念事業 - ①市民が創る新たな自治のルール ~素案説明&講演会~. Includes details about the event, date, time, and contact information.

今後の取り組み 越谷市自治基本条例審議会では、地区説明会、意見公募手続(パブリックコメント)等でお寄せいただいたご意見を参考に、条例の内容についてさらに検討し、今年度中に市長に答申する予定です。